

市第58号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

横浜市権太坂コミュニティハウス	を に改める。
横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス 横浜市権太坂コミュニティハウス	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスを設置するため、横浜市
地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 1 条第 2 項、第 5 条第 3 項、第 9 条第 1 項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス</u>	横浜市保土ヶ谷区
横浜市権太坂コミュニティハウス	
(省 略)	
(省 略)	